

平成23年5月23日

各 { 都道府県  
政 令 市  
特 別 区 } 母子保健担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

### 東日本大震災により被災地から移住した子どもとその家族への支援について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

被災地から移住した子どもやその家族は、被災によるトラウマ、親子の分離、地域との分離、新しい環境への適応の問題など、様々なストレスがかかっており、きめ細やかな対応を行う必要があります。

今般、被災地から移住した子どもやその家族への支援に関する配慮事項について、子どもの心の診療中央拠点病院である国立成育医療研究センターが作成いたしましたので、別添のとおり情報提供させていただきます。

つきましては、被災地から移住した子どもとその家族への専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等の方にご周知いただきますようお願いいたします。

また、これまでに厚生労働省から発出している被災した子どもの支援等に関する以下の通知等を併せて情報提供させていただきます。

各都道府県におかれましては、これらの資料を活用し適切な支援を行っていただくとともに、貴管内市町村へのご周知をよろしくお願いいたします。

- ・「震災により親を亡くした子どもへの対応について」

(平成23年3月25日付雇用均等・児童家庭局総務課事務連絡)

- ・「東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について」

(平成23年4月1日23初児生第2号・雇児総発0401第4号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長連名通知)

- ・「震災孤児に対する経済的支援（概要）」

(平成23年4月8日開催 第11回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 資料1より抜粋)

- ・「東日本大震災で被災した児童に係る児童相談所間の連携及び里親制度等の活用について」

(平成23年4月28日付雇用均等・児童家庭局総務課・家庭福祉課連名事務連絡)

## 被災地から移住した子どもとその家族への支援について

作成：子どもの心の診療中央拠点病院（国立成育医療研究センター）

現在、被災地から全国に多くの子どもが移住しています。家族での移住、一人の親と子どもでの移住、子どもが親と離れて親戚が預かる、両親がなく親戚が子どもを預かるなど、その形態は様々だと思われます。また、一時的な移住も長期的な移住もあると思われます。しかし、いずれの場合でも、子どもと家族には被災によるトラウマ、親子の分離、住み慣れた地域からの分離、新しい環境への適応の問題など、様々なストレスがかかっています。

従って、被災地から移住した子どもとその家族には、それぞれニーズにあった支援を提供することが最も重要です。しかし、忙しい家族や親戚は子どものニーズに目が向かないこともあるでしょう。そのために、子どもが特別なケアを必要としていても、家族から支援のニーズが上がってこないことも多いと思われます。就学している場合は教育現場での把握も可能かもしれませんが、就学前の子どもは更に把握が困難です。

支援にあたる保健師、助産師、看護師等には、移住した家族のストレスの高さを十分理解の上、そのような家族を把握し、学校、保育所、児童相談所、医療機関等と連携して子どもとその家族のニーズにあった支援に結び付けていくことが期待されます。

ここでは地震や津波などの恐怖体験により子どもが示す反応についての基礎知識と、子どもと家族の支援について、状況別のポイントをお示しいたします。

### I 恐怖体験をした子どもの示す反応

地震や津波などの恐怖体験をした方は、恐怖体験による反応に悩まされることが多いものです。特に子どもの場合は、身近な大人に守ってもらおうとするために、親から離れなくなる、赤ちゃんがえりをするなどの特徴があります。また、嘔吐などの身体症状が表れることが多く、夜驚や悪夢も多くみられます。これらをまとめたものを以下に示します（日本児童青年精神医学会災害対策委員会編「被災されたお子さんをお持ちの家族の方へ」を一部改編）。

これらは異常な体験への反応としては正常であり、家族が安心させるように対応することで、1～2か月のうちに改善し始めます。支援にあたる保健師等には、これらの反応について理解した上で、子どもと家族に適切に対応することが期待されます。

#### ①からだの反応

- 食欲がなくなる。あるいは食べ過ぎる。
- 寝つきが悪くなる。何度も目を覚ます。
- いやな夢を見る。夜泣きをする。
- 暗くして眠ることを嫌がる。
- 何度もトイレに行く。おねしょをする。
- 吐き気や腹痛、下痢、めまい、頭痛、息苦しさなどの症状を訴える。
- 喘息やアトピーなどのアレルギー症状が強まる。

○ 風邪をひきやすくなる。

## ②こころ（感情・情緒）の反応

- イライラする。機嫌が悪い。
- 急に素直になる。
- 一人になること、見知らぬ場所、暗い所や狭い所をこわがる。
- 少しの刺激（小さい物音、呼びかけなど）にもびっくりする。
- 突然興奮したり、パニック状態になる。
- 現実がないことを言い出す。
- 落ち込む。表情が乏しくなる。
- ぼーっとしている。

## ③行動の反応

- 赤ちゃんがえり（おもらし・指しゃぶり・これまで話せたことばが話せないなど）。
- 甘えが強くなる。
- わがままを言う。ぐずぐず言う。
- 今までできていたこともできなくなる（食べさせてほしがる、トイレ一人で行けない）。
- 大人が見えないと泣きわめく。
- そわそわして落ち着きがなくなる。
- 反抗的だったり、乱暴になる。
- 話をしなくなる。話しかけられることを嫌がる。
- 遊びや勉強に集中できなくなる。
- 集団活動に適応できなくなる。

## II 被災地から移住した子どもと家族への支援のポイント

### 1. 家族で移住した子どもと家族への支援

恐怖体験に加え、移住により、それまで住んでいた家、友達、地域などを失う体験をしています。子どもにとってはもちろん、家族全体にとって新たな環境に慣れなくてはいけないという非常に強い負担がかかります。更に、親戚宅に身を寄せたり、他の家族と集団で移住している場合には、周囲への気遣いから子どもに厳しく接しすぎたり、自身の苛立ちを子どもにぶつけてしまったりという危険も生じます。

また、生活環境がある程度整っても、元の地域に帰れるのか、今後の生計をどうたてていくかなど、親の心労は絶えないことと思います。また、地震や津波の被害で行方不明となっている家族がいて、常に心配や不安が絶えない方もいます。子どもが安心して過ごすには、まず家族をはじめとする周囲の大人の気持ちの安定が必要です。家族全体に対して、支える言葉かけをしたり、利用できる制度についての情報を伝えるなど、支援を続けましょう。

「I」に示したような子どもの反応に家族が不安になると、悪循環になり、子どもの症状の改善が遅くなることがあります。家族には以下のことを理解してもらいましょう。

- ① 子どもを安心させることで改善が期待できること（子どもをできるだけ一人にしない、できるだけスキンシップをとる、子どもを守ることを告げる、など）
- ② 子どもに分かりやすい言葉で状況を説明してあげることが大切であること
- ③ 子どもの反応は異常ではないこと
- ④ 親自身のケアも必要なこと
- ⑤ 親も子どもも規則正しい生活をして、リラックスするように努める必要があること
- ⑥ 子どもらしい活動（遊び、お絵かきなど）の空間と時間が必要なこと
- ⑦ 子どもに何らかの役割（お手伝いなど）を与えてあげること役立つこと
- ⑧ 子どもが同じ体験をしていない友達に理解されない苦痛を感じる場合があること、また、その場合は、本人が異常なのではなく、違いがあることを子どもに説明する必要があること
- ⑨ 学校や保育所に、恐怖体験に関しての理解を求める必要があること

## 2. 家族と離れて暮らす子どもとその子どもを預かった方への支援のポイント

恐怖体験に加え、家族と離れて預けられることで、子どもには更に負担がかかることになりま。子どもは親にしがみついて守ってもらいたいにもかかわらず、親と離れなければならないので、分離不安や赤ちゃんがえりの症状が出せず、身体や睡眠の不具合としての発現が多くなりがちです。また、一見して反応が表れていない子どもの負担も理解してもらいましょう。

子どもを預かった方には、以下のことを理解してもらいましょう。

- ① 恐怖体験をした子どもには「I」で示したような反応が出る可能性があるものの、それは異常ではないこと。特に、苛立ちは症状の一つであり、叱るだけでは改善しないこと。
- ② 安心感を与えることが重要であり、苛立ちが強い時も、子どもが安心できることが重要であること。
- ③ 家族との連絡を定期的にとれるようにすること。子どもにとって、予測できることが重要なので、電話の時間、次に会える日などを明確にする。そして、それをカレンダーにつけるなど、子どもに分かりやすくする工夫をすること。
- ④ 家族を感じられるもの（親に買ってもらったぬいぐるみなど）を身近な場所においてもらうこと。
- ⑤ 寂しいという感情を表現して良いことを子どもに伝えること。

## 3. 大切な人を亡くした子どもと家族への支援のポイント

子どもは状況を十分に理解できない場合もありますが、「何もわからない」のではなく、わからないことでかえって不安になっています。できるだけ、事実を子どもにわかりやすい言葉で伝える必要があります。しかし、伝える立場の家族にとっても亡くなった人は大切な人ですので、伝える人自身も辛い状況にあります。

家族を支えながら、子どもに事実を伝えることの支援をしましょう。また、家族に次のような点を伝えて理解してもらいましょう。

### 1) 年齢による「死」の理解の違いについて

幼児は亡くなった人が戻ってこないこと、会いに行けないことなどを理解するのが困難です。ただし、その理解には個人差が大きく、ペットの死などの経験によっても異なります。年齢による「死」の理解の違いについて理解してもらいましょう。

### 2) 子どもの悲嘆反応について

大切な人を失った時の悲しみの反応を悲嘆反応と呼びます。子どもの悲嘆反応はさまざまです。大泣きする子どもから、会いに行くと行ってきかない子どももいれば、何もなかったかのようにふるまう子どももいます。悲しまないのでおかしいなどと考えずに、子どもの悲嘆反応はさまざまであることを理解してもらい、受け入れてもらいましょう。

### 3) 悲嘆からの回復プロセスについて

一般的な回復のプロセスは以下の通りですが、この順番を全て経過するわけではありませんし、進んだり後退したりすることもあります。また、子どもの場合、個人差も大きいものです。回復のプロセスごとの子どもへのサポートの方法を伝えましょう。

#### ①ショック・茫然自失

頭が真っ白になって、呆然とした状態です。名前を呼びかけたり、手や肩にそっと触れたりして、現実感覚を取り戻させてあげます。

#### ②感覚鈍麻・事実の否認・起こりえないことを夢想する

事実を認めようとしなかったり、一見淡々としているように振る舞ったりする時でも実は感情をおさえて自分の気持ちを保っている時があります。当然の反応ですので、無理に事実の説明を繰り返したり、泣かせようとしたりする必要はありません。

#### ③同一化・理想化・思慕

亡くなった人の持ち物を身につけたがったり、同じような口調やふるまいをしたりします（同一化）。また、その存在を理想化し、追い求め、会いたいと切に願うこともあります。この時期に、亡くなった方の声を聞くことは正常でもある反応です。しかし、その声の命令に従ったり、数か月以上たっても声を聞き続ける時には専門家に相談しましょう。

#### ④（理不尽な）怒り

やり場のない怒りを、周囲の人に向けてしまうことがあります。怒りを向けられた場合は、反論せずに冷静に対応します。

#### ⑤罪悪感・後悔・自責・無力感

自分だけが生き残ったことに対する罪悪感や、助けてあげられなかった自責感を感じていることがあります。子どもの場合は、自分が悪いことをしたから、悪いことが起きて家族が亡くなったと思っていることもあります。「あなたのせいではないよ」と伝えてあげるとはよいことですが、効果は薄いこともあります。子どもに声をかけ寄り添うことを意識します。

#### ⑥事実に直面し落ち込む（うつ状態）

事実を受け入れ始めると、強烈な孤独感や不安感、罪悪感にかられうつ状態となることもあります。激しい気持ちの反応には注意が必要ですが、無理に元気をださせようとせず、悲しみに寄り添う姿勢が重要です。

#### ⑦事実を受け入れ、再出発を決意する

亡くなった方の思い出を共有することが事実を受け入れていくことに繋がります。徐々に落ち込んだ状態から回復し、生きてゆくために新たなスタートをきることを意識します。

### 4. 両親をなくした子どもと新しい養育者への支援のポイント

子どもにとって、自分の一部であり自分の存在を安全に守ってくれていた親を失うことは、自分の存在を揺るがす大きな出来事です。それに加えて、災害という恐怖体験の中で親を失うことでその打撃は非常に強いものとなります。「3.」で述べた反応や支援のあり方に加えて、新しい養育者とよい関係を結ぶことが必要となります。

養育者に以下の利用できる制度や子どもの支援の仕方をお伝えしましょう。

#### ① 里親制度について

新しい養育者が3親等以内の場合は「親族里親」、それ以外は「養育里親」等の制度が活用できます。児童相談所が相談を受け、里親に認定し、措置費を支給します。生活費や教育費等の支給、養育に関することや心のケアの相談など児童相談所から支援を受けることができます。経済的なメリットも大きく、里親と子どもの双方について支援を受けることができるので、現住地を管轄する児童相談所を紹介しましょう。

#### ② 親の死を受け入れることの困難さと新しい生活への適応に時間がかかること

それまで愛着関係を形成してきた親をなくすことは重大なことですし、それを受け入れることも困難なことです。その点を理解してもらい、忍耐強い支援が必要なことを理解してもらいましょう。

#### ③ 大切な人を亡くした時の反応と回復のプロセス

「3.」で述べた反応と回復のプロセスを理解してもらいましょう。

#### ④ 新しい生活への適応

新しい生活に適応することは、亡くなった親を裏切るような気持ちになり、罪悪感や抵抗を感じることもあります。新しい生活に適応するには、亡くなった親のことを忘れるのではなく、新しい家族がその思いを共有することが大事であることを理解してもらいましょう。亡くなった親を思い出せるものを持ち、思い出を話させてあげることが大切です。

#### ⑤ 専門家の支援

子どもにとって非常に打撃の強い状況です。できるだけ専門家の支援を受けるように伝え、必要に応じて紹介や調整を行いましょう。

また、詳しい支援に関しては、以下のHPの資料（親を亡くした子どもへの対応（支援者向け））をご覧ください。[http://kokoro.ncchd.go.jp/uploads/to\\_child.pdf](http://kokoro.ncchd.go.jp/uploads/to_child.pdf)

## 5. 専門家への相談が必要な子どもと家族への支援のポイント

両親をなくした子どもにはできるだけ専門医や心理、福祉などの専門家による支援が望まれます。特に以下のような場合には専門家に相談するように伝え、必要に応じて紹介や調整を行いましょう。

- ① 身体症状が続く時（器質的疾患の鑑別が必要）は心の問題に理解のある小児科医に相談する。
- ② 希死念慮や自傷などがある時（後追い自殺や罪悪感による自傷や自殺、うつによる自殺企図など）はできるだけ児童精神科医に相談する。
- ③ 震災から3～4か月以上たっても、上記症状に改善傾向が認められない時（話していた言葉が話せなくなる、亡くなった親の声を聞いてそれに従う、などが続く時）は心の問題に理解のある小児科医や児童精神科医に相談する。
- ④ 不安やうつ感情が強くて社会生活が困難になる時（不安が強くて学校に行けないなど）は心理士や心の問題に理解のある小児科医や児童精神科医に相談する。
- ⑤ 養育者との関係に悪循環が生じている時（親が子どもを叱るほど、子どもがいらいらするなど）の場合は、心理士等に相談する（出来るだけ早い介入が求められる）。
- ⑥ いじめ被害などがある時にはスクールカウンセラーやその他の心理士などに相談する。
- ⑦ その他、通常でも支援が必要と考えられる状態が生じたときには専門家に相談する。

事 務 連 絡  
平成23年3月25日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市  
児 童 相 談 所 設 置 市 } 児 童 福 祉 主 管 部 ( 局 ) 御 中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

### 震災により親を亡くした子どもへの対応について

今般の東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援に関してご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、被災地における子どもの状況把握に努めており、徐々に、親を亡くすなどにより身寄りがない子どもの実態を把握することが出来るものと考えております。今後、このような状況にある子ども達の保護・支援に関して、被災された地方公共団体はもとより全国の地方公共団体のご協力を頂きながら進めることとなります。

震災により孤児となった子ども達は、大災害による苛酷な状況に加えて親を失った心理的ダメージの強さは想像に難くないものであり、きめ細やかな対応を行う必要があります。

つきましては、震災により親を亡くした子どもへの対応に関する配慮事項について、子どもの心の診療拠点病院である国立成育医療研究センターが作成しましたので、児童相談所を始めとする子どもを支援する方々に活用して頂きたく別添の通り情報提供させていただきます。また、国立成育医療研究センターのHPにおいても掲載しております。

【国立成育医療研究センターホームページ】

[http://kokoro.ncchd.go.jp/saigai\\_senmonka.html](http://kokoro.ncchd.go.jp/saigai_senmonka.html)

(別添)

## 親を亡くした子どもへの対応（支援者向け）

作成：子どもの心の診療中央拠点病院(国立成育医療研究センター)

子どもは親に守ってもらうことで安心して生きてきました。また、思春期になるまで、子どもは親の能力を自分の一部として生きてきています。ですから、子どもにとって親を失うことは、自分の立つ大地を失うことであり、同時に自分の一部を失うことでもあるのです。従って、親を失った子どもは重大な危機状態にあるといえます。周囲の大人がしっかりと向き合って支え、子どもの気持ちに寄り添うことが求められます。

両親を亡くした子どもの心理的ダメージの強さは想像に難くないでしょうが、片親を亡くした時でも、残された親も愛する人を失って非常につらい状況にあり、子どもを支えるどころではなかったり、悲嘆にくれてかつての親の機能を果たせず、両親を一度に失ったのと同様の体験となることもあります。

親を失った子どもの反応はそれまでの親との関係、子どもの発達段階、別れた状況、残された周囲の大人、新しい環境で支える人などの状況によってかなり異なります。また、子どもの場合、強い反応が後になって出てくることもあります。長期的な支援が必要です。

最も重要なのは、子どもが安心して依存できる人との関係性を構築することです。子どもが信頼できる大人の支えが欠かせません。

孤児になっても、できるだけ、地域の力を大切にしたいものですが、事情によっては、全く異なる環境に移らなければならなくなり、住み慣れた土地、学校、友達、近所の人々なども別れなければならなくなります。それは子どもにとって重なる喪失です。最も支援が必要なお子さんであると考えましょう。

### 1. 親が亡くなった時にどう伝えるか

#### 1) 事実の伝え方

亡くなったという事実が明らかになった時には、あまり遅くなることなく伝えることが望めます。「お父さんとお母さんは遠くにお仕事に行っている」などのあいまいな表現を長く続けることは決して良くありません。しかし、しっかりと向き合って伝えなければなりません。大人の準備も必要です。適切な時期を選びましょう。

子どもと出来るだけ近い人が伝えることが望めます。子どもにとって見知らぬ人（初めて会う親戚の方、児童相談所の方など）が伝えなければならない時には、子どもが知っていて安心できる人がそばにいてあげましょう。低年齢のお子さんの場合には知っている方が膝に乗せる、手を握るなどしてあげましょう。

子どもの目線に立って、向き合って伝えましょう。子どもに分かりやすい言葉で亡くなったことを説明しましょう。しかし、「死」を理解することは難しいも

のです（後述）。子どもに質問させてあげましょう。後で聞きたいことがあったら、いつでも答えることを告げましょう。

その場での子どもの反応はさまざまです。何も感じていないようにふるまう子どもさえ少なくありません。しかし、衝撃を受けていない子どもはいません。子どもに対する共感性が最も必要となる場面です。

## 2) 伝えた直後に

大人は激励のつもりで自分の考えを子どもに押し付けがちです。しかし、上から目線の言葉、例えば、「お父さんの分も生きなさい」「いい子にならないとね」「お母さんが悲しまないようにがんばりなさい」などの言葉は必ずしも子どもにとって温かい言葉ではありません。

子どもが涙を流せるなら、それはとても大切な時間です。抱いたり、手を握ったりしながら十分に泣かせてあげましょう。泣かない子どももいます。それは決して薄情なのではなく、どうしていいかわからなかったり、我慢しなければいけないと思っているのです。すべての子どもの気持ちを大切に受け入れましょう。子どもが怒りを表現するとしたら、それも自然なことです。「頭に来るね」と共感して、その怒りの表現を受け入れましょう。子どもは時として周囲が予想しない行動をしたり表現をすることがありますが、寄り添うことが最も大切です。

## 3) ご遺体との対面

通常であればご遺体と対面してお別れをすることは重要です。現在は、ある程度のご遺体の損傷があっても、きれいな形への修復ができます。激しい損傷のない部分だけが見えるようにして対面することが可能であれば、それもあり方でしょう。しかし、津波や倒壊家屋による被害で亡くなった場合、それが不可能になる事態も考えられます。子どもが衝撃を受けすぎない形で、何らかの対面とお別れができるとういでしょう。どうしても難しいなら、お棺の上にお花と写真やゆかりの品を乗せて、お別れをすることでも意味があります。

## 2. 行方不明の場合

行方不明の場合には、子どもの不安は相当強いものです。必ず誰かが寄り添いましょう。「行方不明」という事実も伝えるべきですが、その言葉を、その子どもがどのように理解をしているのかを、語り合う大人が必要かもしれません。「お父さん（お母さん）のことはきいている？」「行方不明というのはどういうことだと思っている？」などと尋ねて返ってくる答えを正面から受け止めてあげる必要があります。とても漠然とあるいは空想的にとらえている子どももいれば、大人同様の現実感をもって事実をとらえている子どももいます。まずはその子のとらえ方を尊重しましょう。ただし、余りにも現実離れしたとらえ方をしている場合には、衝撃にならない程度の修正はした方が、現実生活には適応的であると思われます。ご遺体は見つからなくても、ご家族やご親戚が亡くなったことを認める決断をされた時には「亡くなった」として上記のように伝えることが必要です。

### 3. 一般的なケア

#### 1) 大人のサポート体制

子どもにとっては常に守る人、つまり親の機能を果たす人が必要です。残された親、祖父母、親戚、近所の方など、当面親の機能を果たす方を決め、その方が子どもに寄り添って支える役をとりましょう。しかし、その方々も大変な生活であり、トラウマを受け、喪失を体験しています。その方と子どもを含めて支援することが必要です。

寄り添う人は、余り子どもから聞き出そうとしすぎではなく、時々、「大丈夫？」と声をかけ、側にいるよというメッセージとしましょう。また、どのような反応があるかを感じてそれに対応するためには、目を配ることが必要です。肩を抱く、背中をさする、などのスキンシップを心がけてください。

#### 2) 泣ける場所の提供

特に年長の子どもでは、泣けるような場所も大切です。避難所などは静かになれる場所が決して多くありませんが、泣ける場所を探してあげましょう。

#### 3) セレモニー

お葬式に参加ができる状況であれば、参加させてあげましょう。しかし、子どもが怖がったり嫌がる時には無理に参加させる必要はありません。お葬式に参加しない時にはもちろん、参加したときでも、写真や残された品を飾って簡単な仏壇や祭壇とし、お線香を立てたり、祈るなどのセレモニーが必要です。何も残っていない時には板に名前を書いてご位牌の代わりにするなどの方法も必要になるかもしれません。子どもが拒否した時には、無理強いせず、周囲の大人だけでも祈ることを続けましょう。

#### 4) 表現の場を与える

絵をかく、話をする、遊びなど、子どもが表現する場を与えましょう。親の絵を書いて塗りつぶしたり、津波の遊びなどをすると大人は心が痛みます。しかし、子どもの表現に寄り添いましょう。一人でそれに極端に没頭している時は声をかけて相手をしてあげましょう。

#### 5) 思い出の表現と共有

子どもの持っている思い出の品を一緒に見たり、子どもの思い出に耳を傾け、亡くなった方との思い出を共有することはとても重要です。しかし、すぐにはできないかもしれません。焦らずにタイミングを計りましょう。

### 4. 子どもの「死」の理解

子どもがどの程度「死」を理解できているかは発達段階とこれまでに死の場面にどのように出会ってきたかによって異なります。一般に、4歳以降には「死」ということをある程度理解しますが、幼児期にはあっちの世界に会いに行行って戻って来られる

と書いていたり、再生できると書いていたりすることもあります。小学生年代になると、生きているものは死ぬ可能性があることは理解しますが、死が全ての人に起きることであることを理解することは難しいものです。中学生年代以降には、たいていの子どもは大人と同じように、「死」は生物体として永久に生命活動を失うことであると理解していますが、少数の子どもでは、まだ十分に理解できていない場合もあります。

子どもが「死」に関して質問してきたら、魂は別の世界に行って戻ってこないこと、心の中に思い出として生きているが会いには行けないこと、身体は土にかえることなどを説明しましょう。できるときには、子どもの育った家庭の宗教や文化を考えて説明に織り込むと良いでしょう。

大人も「死」を語ることは避けたいものです。しかし、大人が避ければ、子どもは表現する機会を失います。ごまかさずに、誠実に向き合って答えましょう。

## 5. 初期にみられる子どもの反応とそれへの対応

### 1) 混乱

子どもは自分には処理できない余りの大きな出来事に混乱することは当然です。叱るのではなく、「どうしていいかわからなくなるよね」などの声かけをしましょう。

### 2) 怒り

「何故自分が？」と言う気持や「何故私を捨てていったの？」という気持ちなどから怒りが強くなるのも当然です。いらいらしたり、当たり散らす時期もあるでしょう。当然の感情であることを告げて、子どもが罪悪感を持つことを防ぎましょう。

### 3) 強い悲しみ・落ち込み・引きこもり

親が亡くなった時には強い悲しみを感じると同時に、自分の存在自体が失われるような強い喪失感が出現します。そのために、落ち込んだり、引きこもったりすることがあります。初期には当然なこととして受け入れましょう。ただし、小さな子どもで強い食事の拒否がある時などは専門家と相談しましょう。

### 4) なかったことにする

もう一つ、子どもによくみられるのは何もなかったように、あるいは亡くなった方が生きているようにふるまうことです。特に行方不明の場合には、受け入れられないことも多いと考えられます。無理に認めさせる必要はありませんが、この状態が長期にわたることは決して良いことではありません。徐々に受け入れられる支援が必要です。

### 5) 赤ちゃんがえりや分離不安

赤ちゃんがえりをしたり、一人になることを不安がって残された家族に付きま

とうこともあります。叱ったりするのではなく、スキンシップを心がけましょう。

#### 6) 自分のせいにする

一般的に子どもは「死」の原因を自分に引き付けて考えることが多いものです。例えば、「昔、お父さんから怒られた時に『お父さんなんか死ねばいい』と自分が思ったからお父さんが死んでしまった」と思う子どももいます。けんかしたからお兄ちゃんが死んじゃったと思うこともあります。それを外に表現せずにいらいらしたり、引きこもったり、自暴自棄の行動をしたり、中には自傷に至ることもあります。従って、大切な人の「死」はあなたのせいではないことを予め伝えておくことは必要なことなのですし、子どもと話をしてそのような気持ちを持っていないかを確認することも大切です。

#### 7) その他の罪悪感

自分だけ助かったこと、自分が親を守れなかったことなどから、罪悪感を抱くことは多いものです。「あなたは悪くない」というメッセージが役に立ちます。

#### 8) 「良い子」になりすぎる

がんばって、「良い子」の行動をすることも多いものです。決して悪いことではなく、褒めることは大切ですが、極端に褒めるのではなく、時々、肩の力を抜けるような場を作りましょう。そして、もともとのあなたで十分であることを伝えましょう。

#### 9) 自分を亡くなった人に重ねる

母親を亡くした子どもが母親のようにふるまってケアをしようとすることもあります。時には、亡くなった人の声色を使うなど、自分が亡くなった人になったかのように行動する子どももいます。子どもが自分自身を取り戻すように、「亡くなった人」の話をして、客観視できるように支援しましょう。それでも続く時には専門家に相談しましょう。

#### 10) 亡くなった人の声を聞く

亡くなった人の声を聞くことは少なくありません。否定するのではなく、聞こえるのは不思議ではないが、現実には声はしていないことを確認しましょう。それでも現実に聞こえると言い張ることが長期化していたり、その声に従おうとしたりする時には専門家に相談することが必要です。

#### 11) 新しい親代わりとの関係性を築くことを避ける

本来は、子どもが安心して依存できる人（新しい愛着対象）ができることが重要なのですが、その人との関係性ができることが、亡くなった親を裏切るような気がするために拒否することがあります。また、中には自分を捨てた親への怒りを新しい親代わりの方にぶつける子どももいます。初期にはその気持ちを大切に

してあげましょう。一緒に亡くなった方のご位牌に、一緒に手を合わせるなどが役に立つこともあります。

## 12) 希死念慮

しばらくしてから、うつ状態が悪化して希死念慮に至ることもありますが、稀に、子どもの中には亡くなった方の後を追いたい、もしくは追わなければならないという気持ちに駆られる時があります。亡くなった方の死を受け入れられない場合が多いのです。子どもに寄り添って、亡くなった人の生きていた時のことを話題にしたり、十分に話を聞いてあげていれば、後を追うことは少ないものです。しかし、亡くなった方に会いに行くといってきかなかったり、死にたいと訴える時には早期に専門家に相談しましょう。

## 6. トラウマを伴う喪失体験

親を失うことがトラウマとなる体験を伴っている時にはトラウマへの対応を同時に行うことが必要となります。親を失った子どもが安心して寄り添える人ができることは恐怖の体験を表現して回復していく道筋でもあります。子どもが安心して依存できる人ができることが基本ですが、喪失を伴うトラウマからの回復は専門家の支援が望ましいと考えられます。

## 7. 中長期的な影響

子どもは発達に応じて時折、質問をしたり、亡くなった親の話をしてることがあります。動揺せずにしっかり向き合って答えましょう。子どもにとって、亡くなった人の話をすることは、「死」の話をしているわけではないのです。その人が「生きていた時間」を話していますし、それは、その子ども自身の心の中に大事にされていることに他なりません。「お父さん、そう言ってたんだね」「お母さん、これ好きだったよね」などと、ともにわかちあって下さい。わからないことはわからないと答えることも必要です。

また、初期には当たり前の反応でもそれが長期に強く出現することは問題です。また、初期には何も反応を見せていなかった子どもがうつ状態になったり引きこもったりすることもあります。3～4か月以上たっても反応が強い時には専門家への相談が必要です。

## 8. 命日反応

命日に混乱を見せたり、不安が強くなったり、落ち込んだり、様々な反応があらわれることがあります。一般にはその時期を超えるとおさまりますが、命日にはお線香をあげる、お祈りするなどのセレモニーが必要です。

## 9. 親以外の喪失体験

親以外の家族、親戚、友人、知人などの死、コミュニティーの崩壊、転居なども子どもにとっては大きな喪失です。親御さんの支えが最も重要な時です。しかし、親御さん自身がトラウマを受け、喪失に苦しんでいます。そのために、うつ状態やハイテンション（軽躁状態）になって子どもの気持ちに寄り添えないことも少なくありません。周りの誰かが子どもの気持ちに気付くことが大切です。

## 10. 最後に

子どもの反応はさまざまです。ここに書かなかったような反応がでることもあります。子どもに寄り添い、支えて守ることが重要なことは忘れないようにしましょう。

23初児生第2号  
雇児総発0401第4号  
平成23年4月1日

各 { 都道府県教育委員会担当課長  
指定都市教育委員会担当課長  
都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた地方公共団体の長 } 殿

各 { 都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援について

今般の東北地方太平洋沖地震により被災した子ども達への支援に関してご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、被災地における子どもの状況把握や学校再開に向けた取組が行われるとともに、被災地から避難している子どもを受け入れる地方公共団体においては子どもの転校手続き等が進められているところですが、下記に留意の上、児童相談所と教育委員会が連携を図り震災孤児の把握や支援に努めて頂きますようお願いいたします。

## 記

### 1 児童相談所における取組

#### (1) 被災地の児童相談所における取組

被災地の児童相談所では、避難所等を訪問して孤児となった子どもの把握に努めているところですが、引き続き把握に努めて頂きますようお願いいたします。

また、親族等によって養育を受ける場合であっても、養育や生活に関する助言や未成年後見人の選任に関する助言等、児童相談所のかかわりが必要となるので把握していただきますようお願いいたします。

#### (2) 上記以外の児童相談所における取組

被災地から避難している子どもに関して、養育や生活に関する相談等において孤児であることが判明することもありますので、その場合には相談ニーズを適切に把握するとともに、児童相談所のかかわりが必要であることは上記(1)と同様です。

### 2 教育委員会等における取組

#### (1) 被災地の教育委員会等における取組

被災地の学校、保育所では、子ども達の安否確認を行うとともに再開に向けた準備が始められているところですが、これらの取組において孤児となった子ども達を把握した場合には、管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。

#### (2) 上記以外の教育委員会等における取組

被災地から避難している子ども達に関して諸手続きに係る事務を行った際に、親族に引き取られた孤児であること等が判明した場合には、現住地を管轄する児童相談所に適切に連絡していただきますようお願いいたします。

### 3 児童相談所及び教育委員会等における取組

#### (1) 相談窓口の周知

被災した子どもたちに関しての児童相談所及び教育委員会等における相談窓口について住民に周知していただきますようお願いいたします。

## (2) 情報の共有

震災孤児に対してきめ細やかな対応を行うため、児童相談所において集約された情報に関して、教育委員会等とも情報共有が適切に行われるようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所管の私立学校に対して、都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管部（局）にあつては、児童相談所及び市町村に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

また、保育関係団体等にもこの趣旨について周知されるようお願いいたします。

本件連絡先

### 【教育関係】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課企画係

(電話) 03-6734-3054

### 【福祉関係】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課児童相談係

(電話) 03-3595-2166

## 震災孤児に対する経済的支援(概要)

— 両親とも死亡し、親族が養育する場合 —

|                   | 労 災<br>(遺族補償年金等)                                      | 年 金   |  | 児童扶養手当   | 子ども手当   | 親族里親  |
|-------------------|---|---|--|--|---|---|
|                   |   | 遺族基礎年金  | 遺族厚生年金   |  |   |   |
| 支給要件等             | 労働者が、仕事<br>中や通勤中に死<br>亡した場合に、そ<br>の子に支給<br>(18歳年度末まで) | 国民年金・厚生<br>年金の加入者等<br>が死亡した場合<br>に、その子に支<br>給<br>(18歳年度末まで) | 厚生年金の加入<br>者等が死亡した<br>場合に、その子<br>に支給<br>(18歳年度末まで) | 父母が死亡又は<br>行方不明で、父<br>母以外の者が子<br>を養育する場合<br>に、その養育者<br>に支給<br>(18歳年度末まで) | 父母が死亡・行<br>方不明などの場<br>合、養育者(監<br>護・生計維持)に<br>支給<br>(15歳年度末まで) | ・3親等以内の親族<br>であること(4親等<br>以上は通常の養<br>育里親)<br>・父母が死亡、行方<br>不明等により子の<br>養育が期待できな<br>いこと<br>(原則18歳まで、20<br>歳まで延長可) |
|                   |   | * 死亡した加入者が保険料納付要件(加<br>入期間の2/3以上の保険料納付又は免<br>除が必要)等を満たす必要あり |  | * 子又は養育者が<br>労災・年金受給、<br>子が里親委託の<br>場合、不支給                               | * 里親の場合、子<br>ども手当に代えて、<br>同額を安心こども<br>基金から支給                  |   |
| 支給主<br>体          | 国(手続等は都道<br>府県労働局又は<br>労働基準監督署)                       | 国(手続等は日本年金機構の年金事<br>務所)                                     |  | 都道府県、市、<br>福祉事務所設置<br>町村   | 市町村   | 都道府県、指定都<br>市、児童相談所設<br>置市  |
| 支給額<br>(23年<br>度) | 労働者の賃金に<br>応じて異なる                                     | 月額65,741円   | 加入期間や報酬<br>に応じて異なる                                 | 月額41,550円<br>* 一定の年収(扶養<br>親族2人の場合<br>467.5万円)以上は<br>支給停止                | 月額13,000円   | 一般生活費(食費、<br>被服費等)として月<br>額47,680円のほか、<br>教育費等<br>(養育里親は更に里親<br>手当(月額72,000円))                                  |
| 支給時<br>期等         | 2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、2か月分<br>ずつ支給                  |   |  | 4月、8月、12月<br>の年3回、4か月<br>分ずつ支給   | 2月、6月、10月<br>の年3回、4か月<br>分ずつ支給                                | 毎月支給  |

事 務 連 絡  
平成23年4月28日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 児童福祉主管課 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課  
家庭福祉課

東日本大震災で被災した児童に係る児童相談所間の  
連携及び里親制度等の活用について

東日本大震災で被災した児童への支援については、平成23年4月1日付けの通知により被災地及び被災地以外の児童相談所における取組等をお願いしていますが、今回の震災により両親をなくした児童等が親族による受入などにより居住地を変更する場合には、下記に留意の上、児童相談所間の十分な連携を行うとともに、里親制度等の活用については、以下のとおりでありますので、積極的にご活用下さい。

記

1 児童相談所間の連携等について

- (1) 今回の震災により両親を亡くした児童等については、被災地において当該児童を把握した児童相談所が親族による受入れの調整など必要な相談・援助を行っているところですが、当該児童が親族による受入などのために居住地を移動する場合には、移動先の居住地を管轄する児童相談所に事例を引き継ぎし、引き継ぎを受けた児童相談所において、親族里親等の制度の活用を含め、必要な相談・援助を行うようお願いいたします。

また、各児童相談所は、管轄する区域において、親族による受入などのために被災地から移動した児童（上記により引き継ぎを受けた児童を除く。）を把握した場合には、把握した児童相談所において、親族里親等の制度の活用を含め、必要な相談・援助を行うとともに、当該児童の移動前の居住地を管轄する児童相談所にその情報を提供するようお願いいたします。

- (2) 被災した児童の対応については、長期的な視点で、心のケア等の支援や親族等の養育者に対する支援を行っていく必要があります。被災地の県・市においては、被災した児童の実態を把握することとし、県外に移った児童の状況についても併せて把握するようお願いいたします。

## 2 里親制度の適用について

(1) 震災により父母を亡くした児童について、できる限り親族による引き受けが行われるよう、3親等以内の親族について必要に応じ親族里親制度を活用するとともに、4親等以上の親族については、養育里親や養子縁組里親に認定することも可能ですので、速やかに認定・登録を行うなど、弾力的な運用をお願いします。

また、養育里親として認定・登録するに当たっては、所定の研修の受講が要件とされていますが、震災により父母を亡くした児童を現に保護している者が養育里親の認定を受けようとするときは、各研修科目の内容を必要性の特に高いものを中心に短期間で行った上で養育里親として認定・登録して委託し、後日改めて研修を行うこととしても差し支えありません。

(2) 里親制度の活用に当たり、震災により失われた衣服や学用品等の準備経費として、下記経費が措置費より支給可能であるのでご活用下さい。また、下記②の経費は児童養護施設に新規措置する場合も利用可能です。

### 【新規里親委託の準備経費の支給について（一人あたり）】

① 里親受託支度費 42,600円

② 震災のため新たな学用品等を用意する費用として、

入進学支度金

小学生の場合 39,500円

中学生の場合 46,100円

特別育成費（特別加算）

高校生の場合 58,500円

※ 入進学支度金は、本来小学校又は中学校入学に必要な学用品等の購入費として、新たに小学校・中学校に進学する児童（第一学年）に対し、支給する経費であるが、転校を余儀なくされ、その際に制服等に指定がある場合には、第一学年に限らず支給できる取扱いとなっている。今般は大規模災害であることに鑑み、学用品等の経費として第一学年に限らず支給して差し支えない。

また、特別育成費（特別加算）については、本来、高等学校に入学する児童に必要な学用品等の購入のための経費であるが、入進学支度金と同様に第一学年に限らず支給して差し支えない。

③ その他、高校生については、学校関係経費として毎月支給される特別育成費を必要に応じて、数月分まとめてあらかじめ支給することが可能となっていますので、弾力的な運用をお願いします。

特別育成費

国・公立高等学校 22,270円（月額）

私立高等学校 32,970円（月額）